トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 -

事務所 水戸市宮町 2-3-102 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp http://hiramoto-office.com/

- 税理士の独り言・

「他店は見ない」。鈴木会長の言葉です。

── 私の書棚より

〇ローカル経済圏の産業は、グローバルの完全競争ではなく、地域ごとの非 完全競争である。ローカルのバス会社は世界一でなければ生き残れないことはない。地域一番になりさえすれば、十分生き残っていける。

○かつての農家のように、職場と子育 ての場所が近く、その周辺に子育てを 助ける人たちがいる環境を、現代的な 産業構造のなかでどう構築するかであ

る。 「なぜローカル経済から日本は甦るのか」 冨山和彦著 PHP新書

税務アンテナ

□保険の契約者や受取人の名義を変更した場合、その変更時点で課税されることはありませんが、保険金を受け取るときに所得税や贈与税が課税されることになります。

税法上は保険料負担者と満期保険金の受取人が異なる場合には、受取人への贈与と見なされます。

また、契約者が父、満期受取人が父、被保険者が子である保険で満期を迎える前に父が死亡した場合には、解約払戻金相当額が相続財産となります。その後、満期保険金を受け取るときに、支払保険料を超える部分が一時所得となります。

税務に関するご質問をお受けしております。 お気軽にお問い合わせ下さい。

----- 8 月 の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10日 ○7月分の源泉所得税の納付 (休日につき 11日) ○6月決算法人の確定申告 ○12月決算法人の中間申告 (予定申告) ○9月、12月、26年3月決算 法人の消費税中間申告 ○個人事業者の 26年分消費税 等の中間申告 (休日につき9月1日)

31 日	○ 8 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 29 日)

今月の贈る言葉『行き詰まりは、展開の一歩である』 by 吉川英治